

## I 本検討会での議論が必要と考えられるもの

	現状の問題	提案する解決策	団体名
①	<p>完成用部品について</p> <p>現状、機能としてほぼ同一のパーツが各メーカー毎・アイテム毎に完成用部品として収載されている。機能がほぼ同一である収載部品においても、義肢装具士は完成用部品の見積・請求書など書類作成、更生相談所はその確認、判定に時間を費やす事となっている。</p> <p>同型安価の原則により最安部品の使用を指示する事例もあり、その結果接続する継手や足部部品がメーカー保証の対象外となることから障害者に不利益が生じる恐れがある。</p>	<p>義足用チューブやクランプアダプタ、装具用支柱など流通が多く、ほぼ同一の機能を有する部品を機能別に分類し、当該分類の中で障害者に適した部品の選択裁量を義肢装具士と与える事が適切と考える。</p> <p>現状「機能分類」に適していると考えられる部品は具体的には以下の通りである。</p> <p>義肢：コネクタ4穴ピラミッド/チューブ/チューブ(メス)ピラミッド付/クランプアダプター/ダブルアダプター</p> <p>装具：膝継手 リングロック 足継手 固定/クレンザック/ダブルクレンザック</p> <p>*長さ・材料・耐荷重別</p>	<p>日本福祉用具・生活支援用具協会</p>
②	<p>更生相談所や市町村が医師の意見と異なる判定・決定をする場合であっても、意見書作成医にその旨を通知する仕組みになっていない。</p> <p>更生相談所へのアンケート調査にて、判定において医師の意見の妥当性に疑義を生じる割合は約7%という結果が得られている。疑義に対して照会をするなど疑義の解消に努める更生相談所が多いと思われるが、全体の約1.6%のケースで疑義に対する十分な確認がないまま判定が進められているとの推計が得られた。医師の意見の妥当性に疑義が残った場合に別の医師に意見を求めて判定を行っている更生相談所は5分の1しかなく、5分の3の更生相談所では医師の意見に基づかない更生相談所独断での判定を行っていることが明らかとなった。</p> <p>(児童を含めた)市町村決定において医師の意見に基づかない独断での決定がどの程度行われているかのデータは無いが、更生相談所での判定においては指針で新規申請者の判定について意見書作成医などとの連携が示されているのに対し、市町村決定の場合にはそのような規定はなく、意見書作成医の医学的意見とは異なる決定を更生相談所以上に抑制する環境下にはないと推察する。</p> <p>意見書作成医としては、更生相談所や市町村が自らの意見と異なる判定・決定を行った場合でも書いた意見書のどこに問題があったのかを知る機会が与えられないことが問題であるとする。支給申請を行政側が却下するにあたり、当事者には却下の理由を示すことが手続上必須であるが、判断における主要な役割を担う意見書を作成した医師には理由を示すことが担保されていない。現状のままでは、結果として不適切と判断された意見書の問題点を知る方法が見つからず、次回以降も同様の不適切な意見書を書き続ける可能性が高いことは、意見書作成医側も行政側も本意と思われる。</p>	<p>更生相談所や市町村は医師の意見に疑義を生じた場合には照会をするなど疑義の解消に努めるとともに、最終的に医師の意見と異なる判定・決定をする場合には当該意見書を作成した医師に異なる判定・決定をした事実とその理由を通知するよう、指針に明記することを提案する。</p> <p>疑義への照会や異なる決定の事実と理由の通知により、意見書作成医へ作成した意見書のどこに問題がありと判断されたかフィードバックされることで、意見書作成能力の向上が得られ、必要性等の説明がより適切に行われることが期待でき、真に補装具を必要とする当事者の利益になるだけでなく、説明不足による判定困難事例の減少が期待でき、行政側にもメリットはあると思われる。</p> <p>なお、現行制度下でも、審査請求を行うことで判定・決定の理由の開示を意見書作成医が間接的に求めることは可能ではあるが、それを行うと行政側にも過大な事務作業コストがかかるため、行政側から自発的に通知するのが合理的と考える。</p>	<p>日本リハビリテーション医学会</p>

## II さらに詳細な調査を要するもの、引き続き調査・研究を要するもの

	現状の問題	提案する解決策	団体名
①	<p>現在、義肢装具士の不足が顕在化してきており、すでに義肢装具士が勤める義肢装具製作事業所(以下、事業所)等では、これまで派遣していた病院や福祉施設等への回数を減らざるを得ず、義肢装具を必要とする障害者や患者へのサービスの低下が進んでいる。現状のままでは障害者総合支援法(補装具費支給制度)における障害者(児)の日常生活および就労・就学、ならびに健康保健法(医療保険制度)における患者の治療、いわゆる国民の保健・医療・福祉の向上どころか、維持すらできなくなる危機的な状況に陥る恐れがある。</p> <p>義肢装具士の国家資格取得者数は、1988年の第1回国家試験開始から2025年の第38回までを合計すると6,470名である。そのうち経過措置の5年間(1988年から1992年)で取得した者が約1,700名おり、その者たちが65歳で定年退職を迎えた場合、その数は約4,800名へと減ることになる。また結婚、出産及び育児を理由とする離職や、他の業界への転職、死別等を考えた場合、実際に働いている義肢装具士の数は3,800名に満たないものと推察される。</p> <p>義肢装具士の求人数は、ここ数年、毎年約280名であり、これに対し毎年の卒業生は約180名である。しかし、そのうち国家試験に合格する者は約150名と、求人数に対しかなり不足している状況であり、前述のように事業所の営みにも影響を及ぼしている。</p> <p>義肢装具士の養成所は、2013年4月現在、全国10校(大学4校、専門学校6校)、入学定員総数は313名であったが、2024年4月現在では神戸医療福祉専門学校三田校(3年コース30名)、北海道ハイテクノロジー専門学校(30名)、北海道科学大学(30名)が学生募集を終了し、全国8校(大学3校、専門学校5校)となっている。結果、すべての養成校の入学定員数は当初の313名から223名へと、毎年90名が減っている。また現在募集している養成校も、少子化ならびに義肢装具士の社会的認知度が低いため、定員割れしているのが現状である。特に北海道地区で2校が募集終了したことで、今後、この地域の義肢装具士の不足が加速し、障害者(児)ならびに患者の義肢装具等の提供に支障を来すものと思われる。</p> <p>こうした背景において近年、3Dスキャナ等の機器による生体デジタルスキャニングをもとにした3DCAD-CAM等のシステムを取り入れた義肢装具製作方法が普及してきている。こうした3D技術は対象者の採型時間内の疼痛および麻痺等による身体的負担軽減、対象者への接触による感染症防止が強化される。また採型後(従来のギプス等)の陰性モデル取り外し時に起こりやすい形状ならびにアライメントの崩れや持ち運びの際の型崩れによる適合不良の防止になる。さらに施設等に居ながらにしてオンライン及びクラウド等を使用した迅速な義肢装具の製作などが可能であり、結果、処方・採型から完成適合までの時間等が短縮される。特に補装具費支給制度に準じた治療用装具の製作においても入院期間の短縮と医療費の負担軽減が見込まれる。このようなことから3D技術の活用は昨今の義肢装具士の不足によるマンパワーを補う効果として大きい。</p> <p>しかし、これらの3D技術は未だ補装具費支給制度に採用されていない。</p>	<p>以上のことから当協会としては、義肢装具士の不足による状況下においても、国民の保健・医療・福祉を維持、向上を図るためにも、現在普及してきている3D技術を補装具費支給制度に採用し、義肢装具士の不足によるマンパワーを補えるような、時代に則した制度設計にさせていただきたく強く要望する。</p> <p>エビデンスとなる資料 資料2)令和3-4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(障害者政策総合研究事業):令和3年度報告書「技術革新を視野に入れた補装具の構造・機能要件策定のための研究」2021-2022年 202118053A 資料3)令和3-4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(障害者政策総合研究事業):令和4年度報告書「技術革新を視野に入れた補装具の構造・機能要件策定のための研究」2022-2023年 202218050A</p>	<p>日本義肢装具士協会</p>
①	<p>【要望内容】 技術革新及び時代に対応した告示製作要素等の見直し</p> <p>【現状の問題点】 現行告示の製作要素等の項目については50年以上も見直しが行われておらず、3Dプリンターやカーボン繊維強化プラスチックを用いて製作する等の新技術の算定ができません。また、製作要素等がどのような価格構成となっているかも不透明であり、原材料の仕入れに占める輸送費も高騰している中、現在の告示では適切な算定が不可能です。また、現状の告示で算定出来ないものについて、利用者の自己負担とさせる更生相談所もあり、告示が補装具の支給算定基準として見合わないものになっています。</p>	<p>【提案する解決策】 令和6年度改正では、車椅子及び電動車椅子の告示が抜本的に改正されました。義肢装具につきましても、令和9年度改正に向けて抜本的改正の準備をさせていただきますよう、お願いします。</p> <p>&lt;例&gt; (現 状)熱硬化性樹脂、熱可塑性樹脂 (改正後)オープン成形(板材によるモールディング)、樹脂注型(繊維強化材加算あり)、 オートクレーブ成形(カーボンプリプレグ)、3Dプリンタ成形(FDM、SLS)</p>	<p>日本義肢協会</p>
②	<p>「現状の技術に見合った告示(特に製作要素)への見直し」 ※姿勢保持装置の告示は、平成14年に現在の基本的な骨格が形作られて以来、20年以上にわたって大きな見直しが行われていない。</p> <p>1. 頸部継手 頸部継手の機能は一軸及び前後・高さ調整の定めしかない。実際にはより高度な調整機構が必要であるが、現状は実勢価格に合わない非常に安価な算定しかできない。</p> <p>2. 頭部支え 頭部支えは、体幹部・骨盤大腿部と同様に、モールド型や張り調整型など多様な形状・構造があり、付属品との組み合わせで製作されるが、対応する製作要素の設定がないため、頭部支えもしくは頭頸部パッドの価格の範囲内でしか算定されない。</p> <p>3. ベルト ①ハーネス(添付資料p.4)の項目がなく、ベルトの価格の範囲内(肩ベルト、もしくは肩ベルト+胸ベルト)で算定せざるを得ない。 ②バックルベルトが処方されるにもかかわらず、バックルの価格が告示に定められておらず、ベルクロベルトの価格でしか算定されない。 ③バックルの他にも、体圧分散補助素材や4点固定構造など必要な加算項目がなく、事業者の持ち出しとなっている。</p> <p>4. パッド ①座面やバックサポート等に直接取り付けパッドには調節機構を有する継手支柱やその受け金具が必要となること、告示には脱着機構の定めがなく、不足分は事業者の持ち出しとなっている。 ②パッドには、支持部と同様に汚染対策や形状調整が必要となるため、防水加工や脱着式カバーを製作するが、告示にそれらの定めがなく事業者の持ち出しとなっている。</p> <p>特記事項:上記のような告示の不備により生じる差額については、本来、一部特例や特例補装具等の支給により公費で負担すべきところ、更生相談所によっては一部特例を認めないケースや利用者の差額負担とする事例が報告されている。</p>	<p>1. 頸部継手 頭部支えの調節機構新設(添付資料P.1)</p> <p>2. 頭部支え 頭頸部に関する支持部の新設、及び付属品とその調節機構の新設(添付資料P.3)</p> <p>3. ベルト ①ハーネスの新設(添付資料P.4) ②バックルベルトの新設(添付資料P.4) ③ベルト加算項目の新設(添付資料P.5)</p> <p>4. パッド ①パッドを継手付きと継手なしに分離、調節機構を新設(添付資料P.6) ②パッド類の防水加工とカバー脱着式の加算項目の新設(添付資料P.6)</p>	<p>日本車椅子シーティング協会</p>

	現状の問題	提案する解決策	団体名
③	<p>●主要な既製品の実勢価格に対し告示額が大きく下回っている。 (※平成22年度の制度施行から現在までの15年間で告示額の上昇は僅か)</p> <p>●採寸や仮合せ、車載セッティング等の作業コストが告示に定められておらず、販売店の無償労務提供が習慣化している。</p> <p>●個別対応(オーダーメイドや付属品追加など)は特例申請が前提となり、それが認められない場合は適合性の確保や製品提供が困難になる。</p> <p>●原材料や人件費の上昇に対し告示額は据え置きのみで、国内主要メーカーは価格を上げられず、収益確保が困難となっている。</p> <p>特記事項: 上記のような告示の不備により生じる差額については、本来、一部特例や特例補装具等の支給により公費で負担すべきところ、更生相談所によっては一部特例を認めないケースや利用者の差額負担とする事例が報告されている。</p>	<p>1. 製品価格と販売店の人件費に関する項目を新設。 (例: 令和6年度、車椅子・電動車椅子の制度改正による基本価格新設)</p> <p>2. オーダーメイドや付属品の項目を新設。</p> <p>これらの解決策により: ○告示価格内での支給が可能になる。 ○既製品では適合できない重度肢体不自由児(者)への対応に適した制度設計にすることで、個別性が高い障害像への適切な対応が可能になる。 ○これまで車載用姿勢保持装置の申請を断念していた利用者にも適合した製品が提供でき、安心安全な車移動(送迎車や自家用車など)によって就学や就労の拡充が期待される。 ○製造メーカーならびに販売店の窮状が改善される。</p>	日本車椅子 シーティング協会
④	<p>【導入時の入力スイッチの適合費用の持ち出し】 意思伝達装置導入時に一番時間を要するのは入力スイッチの適合である。この「適合業務」は国の指針では作業療法士やITサポートセンター、更生相談所が行う事となっているが、現実には、スイッチ適合のノウハウを十分にもった作業療法士や行政担当者は決して多いとは言えない。</p> <p>また、行政が介入する前に患者家族等が業者へ連絡を入れ、先にスイッチ選定を行うことになってしまうことも少なくない。</p> <p>本来なら行政が先に介入し、その後業者へ連絡を入れてほしいのだが、意思伝達装置の導入患者は進行性難病の患者が多く、コミュニケーションが取れなくなって焦って連絡を取ってくる場合がほとんどである。そのため行政の訪問を待たなければならない、という状況にあり、業者も患者側から「待たなし!」で呼ばれる中、行政を介して欲しいと言えず、即座の対応をせざるを得ない状況にある。</p> <p>その結果、入力スイッチの適合を業者が先に行う事となるが、その費用は一切加算が無く、持ち出しとなっている。さらにスイッチの練習に時間を要したり。申請中に病状が進行する、または亡くなるケースもあって、業者の負担は極めて重い。</p>	<p>【業者による入力スイッチ適合時の公費負担】 業者がスイッチ適合を行う場合、事前に「業者から行政に連絡を入れること、適合の結果報告を行うこと」を前提に、一定の適合費用を公費で認めて頂きたい。</p> <p>業者、担当者によって適合スキルのレベルが異なるため、回数などでの申請はできないが、まずは「1件の適合実施において」一定の金額の補助を設定して頂きたい。</p> <p>これは、その後、意思伝達装置を導入したかどうかは別として、スイッチ適合を行う場合、1件当たりの「適合作業費」として公費の補助を強く要望する。</p> <p>(別紙資料参照)</p>	日本障害者 コミュニケーション 支援協会
④	<p>・装具と異なり、支給希望者へ業者は選定の打ち合わせ、デモ機貸出・試用、フィッティング、(重度障害者用意思伝達装置にあっては)導入後の機器・スイッチ設定の再調整など、多数回にわたる訪問が求められるが、これらの訪問に対する評価がされておらず、経済的なサポートがないため、発生する経済的・時間的コストを業者が負担している。</p> <p>歩行者では、患者1名あたりの訪問回数は平均3回(1回の訪問につき平均30分)であり、重度障害者用意思伝達装置にあっては、患者1名あたりの訪問回数は、導入前平均3回(1回の訪問につき平均45分)、導入後平均7回(1回の訪問につき平均1時間)を要している。特に重度障害者用意思伝達装置の導入後対応では、患者の生活場所に出向くこととなり、地方では移動に30分～2時間を要し、遠隔地では1日の業務をすべて費やすこともある。</p> <p>・いずれの機器も販売上の利益率が低く(平均15%程度)、採算の確保が困難であり、上記のサポートコストを販売業者が負担している現状では、事業継続が危がまれる。</p>	<p>上記2品目が現状 現物価格のみを考慮した公費負担となっており、機器の設置・調整にかかる人材への費用負担や更新時の再適合の確認など人材への費用負担を考慮した制度設計を期待します。また基準額の設定に関してほぼ補装具製造事業者を中心に算定されており、卸事業者や販売事業者といった流通経路でのマージン確保まで想定されていない点が問題と考えます。令和6年度に補装具の基準額改定がありましたが、同時期に定価、仕入価ともに値上され、利益拡充とはなっていないのが現状です。導入に至るまでに発生する時間・金銭的負担をサポートするために、最低限、導入時の設定設置のための基本価格、その後のアフターケアを含めた基本価格を、義肢装具に適用してあるように同様にこれらの分野にも適応していただきたく検討をお願い致します。</p>	全国肢体不自由児 施設運営協議会
⑤	<p>【視線検出式入力装置導入時の呼び鈴分岐装置の公費支給不可】 令和6年3月29日に一部改正された「補装具費支給事務取扱要領」の一部改正において、「重度障害者用意思伝達装置の支給に関する取扱い」も一部改正が行われた。その中で「呼び鈴分岐装置は、入力装置と本体の間に接続し、入力装置からの電気信号を本体側と呼び鈴側に分岐させることで、本体の作動状況によらず呼び鈴を鳴らすための装置であることから、本体が正常作動中に直接接続して利用する視線検出式入力装置(スイッチ)との併用はできないため、付属品として支給することは適切ではないこと。」となり、視線入力で意思伝達装置を操作したいという方は呼び鈴分岐装置に対する公費負担が認められなくなった。</p> <p>しかし、視線しか意思伝達の手段がない利用者にとって、たとえ違う部屋にいても介助者も呼べる呼び鈴のニーズは非常に切実である。当協会が追跡できる範囲でも、前年度も視線検出式入力装置使用者の約84%が自費による購入を含め呼び鈴装置を使用している。また例えば東京都は原則として「補装具費支給事務取扱要領」の一部改正に準じているが、市区町村の現場では、現場の切実なニーズへの対応に非常に苦慮しておられる。</p> <p>従来より本体が作動しなくても呼び鈴を鳴らせる配慮が企図されながら、現在は本体が不可欠な視線検出式入力装置の利用者には同等の配慮が得られない状態となっている。メーカー側で現状では技術的に視線入力装置単体で機能させることは困難なため、視線検出式入力装置の利用者へ同等の配慮を求めたい。</p>	<p>【視線入力装置導入時の呼び鈴分岐装置相当品の公費支給対応】 呼び鈴分岐装置及び呼び鈴はメーカーの立場では「命に係わる用途での利用はできません」としているが、患者本人並びに介助者の双方にとって、何よりも別の部屋にいてもすばやく呼べることの安心感は大きく、24時間の見守りや介護から解放され肉体的、精神的な負担軽減になり患者・家族・支援者にとってQOL向上につながり、また、家事や仕事に集中することができるようになり、経済的な効果もある。</p> <p>さらに制度制定時には想定されていなかった「視線検出式入力装置」であるが、現状の技術ではメーカー側で制度、運用にあった機器を実現することは困難なため、視線検出式入力装置利用者が使用できる呼び鈴装置を、「視線入力対応の呼び鈴連動装置」として修理項目を追加頂き、付属品として支給していただきたい</p>	日本障害者 コミュニケーション 支援協会
⑤	<p>障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に関連して、令和6年4月1日に発出された、こ支障第104号「補装具費支給事務取扱要領」の一部改正について、(1)呼び鈴分岐装置、(2)その他の入力装置において「視線検出式入力装置(スイッチ)使用者について、呼び鈴分岐装置を付属品として支給することは適切でない、真にやむを得ない理由により必要な場合は、特例補装具として取り扱うこと」といった主旨の通達が出された。</p> <p>このため、視線検出式入力装置(スイッチ)使用者には呼び鈴分岐装置が付属品として支給されない、呼び鈴の支給が見合わせられる事象となっている。</p> <p>呼び鈴分岐装置が一般のスイッチの使用が前提であり、視線検出式入力装置(スイッチ)への適用が想定されていない事から、一般のスイッチ使用時より更に病気が進行し、視線検出式入力装置を導入した患者さんが呼び鈴を使用できる道が保証されない状況が生じている。</p> <p>言語を発せられず上下肢が動かない重度障害者にとって視線検出式入力装置(スイッチ)で他の部屋などにいる介護者や呼び鈴で知らせる方法が奪われると、障害者はプライバシーを犠牲にして介護者に常時同室内で待機させることになる。また家族や介護者は障害者のそばを離れられず心身の疲労を増加させ、介護だけでなく日常生活における多大な時間を同じ部屋で待機するために使う事になり、障害者、介助者双方の生活の質を著しく後退させることになる。</p>	<p>「呼び鈴分岐装置」は、入力装置(スイッチ)と本体の間に接続し、入力装置からの電気信号を本体側と呼び鈴側に分岐させることで、本体の作動状況によらず呼び鈴を鳴らすための装置で、本来、本体(コンピュータ)が作動しなくても呼び鈴を鳴らすことが出来るように重度障害者に配慮された装置であったと考える。</p> <p>1. 上記は視線検出式入力装置(スイッチ)が無かった時点で設けられたもので、視線検出式入力装置を使用する重度障害者は想定されいなかった。したがって、現状への適合を図るため視線検出式入力装置(スイッチ)使用者が使用できる呼び鈴システムを、修理項目に追加する。</p> <p>2. 当面は、従来通り呼び鈴分岐装置の支給を認める。または(別紙)補装具費支給事務取扱要領では「真にやむを得ない理由により必要な場合は、特例補装具として取り扱うこと。」と記載されているので、そのハードル(真にやむを得ない理由の判断基準と書類の提出)を低くして運用することを周知する。</p> <p>3. 本体が作動しない場合、視線入力装置(スイッチ)は家族・介護職への非常警報装置(スイッチ)としての役割を果たせないで、システムを二重化する為に「スイッチ」+「重度障害者用意思伝達装置」とは別枠で「非常スイッチ」+「呼び鈴」を組み合わせた装置を別途支給することを検討する。</p>	日本ALS協会
⑥	<p>重度障害者用意思伝達装置の対象となる障害は、重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者や筋萎縮性側索硬化症等の神経・筋疾患、難病患者の他、人工呼吸器が必要となり発声が困難となったコミュニケーション障害のある者が想定となっている。</p> <p>R5年度補装具費用訓練等支援事業成果報告書「重度障害者用意思伝達装置、石川県リハビリテーションセンター」によると、意思伝達装置等とICT機器を用いた支援では、病状や障害に対していづれもスイッチ入力などの工夫を適時適切に行うことで身体特性に応じてコミュニケーションを維持・向上できたこと報告している。また、同事業報告書「重度障害者用意思伝達装置、日本肢体不自由児協会心身障害児総合医療療育センター」でも、対象者(児)は目標や目的を達成するための運動操作手段をもたないこと、例えばテレビを見たいがリモコンの電源ボタンを押せないなどがあり、適切なデバイスの選択とその使用方法の習得の必要性を報告している。</p> <p>補装具費支給制度の申請にあたっては、これらの機器等の操作習熟を図る必要があり、支援にあたる医療機関や補装具事業所等にとって、活用する機器等の手配や支援が負担となっている現状を考慮すると、適応・適合の判定のための医療機関や補装具事業所等の負担を軽減し、対象者への普及啓発、日常生活の自立支援と介護者の負担の軽減を図る必要がある。</p>	<p>1. 疾患の進行や本人の機器操作の習熟に合わせるため、スイッチ等の入力装置についても、借受けの対象とする。</p> <p>2. 意思伝達装置を実用的に使用できるようになるためには、医療機関等における費用訓練期間を要する。借受けの申請ではなく、機器試用期間として、機器の貸与(レンタル)等を可能とする仕組みを設けてはどうか。</p>	日本作業療法士 協会
⑥	<p>平成30年4月の障害者総合支援法の改正により、補装具についても一定の要件がある中ではあるが「借受け」が可能となった。</p> <p>当協会では、本改正については要件があるものの、特に小児期のように発育により製作を繰り返す必要がある対象者などに朗報であると捉えるとともに、複数の補装具の比較をした上で対象者の生活やニーズに合わせた選択が可能になるものと支持している。</p> <p>制度改正から間もなく10年となる中で、この制度の利活用についての報告やその課題の考察、課題解決に向けた提案をすべきではないかと提案する。</p>	<p>改正以降の制度利用に実態を調査し、明らかにするとともに、対象者となる障害児・者、提供者となる医師、リハビリテーション専門職等、またその費用などの視点を調査し、検討をしてはどうか。</p>	日本作業療法士 協会

	現状の問題	提案する解決策	団体名
⑦	補装具同等の一般市販品との価格差が大きくなった。 デジタル補聴器の高機能化により、調整に要する時間や物価高騰によるコストの上昇を 加味した価格設定を検討いただきたい。	当協会としても今後、フィッティングに係る時間やコストの調査を検討してい ます。 よって、誠に申し訳ございませんが今回はエビデンス資料はございません。	日本補聴器 販売店協会
⑦	現状の課題 ①支給対象の基準がいまだに原則として片耳のみで、本人が希望し両耳装用による補聴効果が高いにも関わらず 両耳支給で認定されることがほぼなく、片方を自己負担で購入せざるを得ない状況であり、不便な生活を余儀なく されている。 ②それぞれの聴覚障害者に適合し真に必要な補聴器は高価であり、総合支援法対象補聴器では役に立たないこと が多くある。それにも関わらず総合支援法対象補聴器以外の補聴器を購入する場合の差額自己負担での購入も認 められず支給が受けられない状況である。ゆえに購入したものの、補聴器が使われないままや、更にはイヤホン難聴 に類する現象が生じさらなる聴力悪化となるケースが多い。 ③補聴援助システムの支給基準が厳しく、良好な聴こえを得られないままの当事者が、特に社会人において多数お り、適切な就労環境を得られていない。 ④補聴器補装具支給の基準が諸外国に比べ、大幅に低い。  聴覚障害者の聴こえは様々で、聴覚補充現象、聴覚過敏、メニエール病、および中耳の疾患など様々な要因が複合的 に関連するため、聴覚というのはオーディオグラムだけで測れるような単純な感覚ではない。それがゆえに当事者が 良好な聴こえを得るためには両耳装用は当然のこととして、当人の可聴域や聴覚の特性、当人に合った音質に合わ せることが大変重要となる。 当事者が真に必要な、使える補聴器を購入できないことから、就労環境、学習環境が著しく制限され、良好な 生活の質を得られないまま社会生活を送らざるを得ない状況にある。これにより、当事者が本来持つ力を社会で十 分に発揮できず、結果として生じる経済的損失は、社会全体にとっても看過できないものである。	①両耳支給を大前提とした基準の見直しを頂きたい。 ②すべての必要な聴覚障害者に補聴援助システムが支給できるよう、基準の 緩和を頂きたい ③当事者の聴覚状態にマッチした、真に使える有効な補聴器を価格に関わら ず支給の対象として頂きたい。  上記の改善により、購入するも使われないままとなる無駄がなくなり、聴覚 障害者の生活の質の向上、および社会生産性の向上につながって社会的孤 立からも救われることから聴覚障害者の二次疾患とされる認知症の防止に も寄与し、マクロでみた経済効果にも資すると考えます。	全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合会
⑧	・補聴器の名称・上限価格が現状に即していない 「骨導式ヘッドバンド型」に関する名称がなく、支給事務手続きに苦慮している。また、「骨導式眼鏡型」では現行の上 限価格(126,900円)が実際の価格(255,000円)を大幅に下回っており申請者に負担がかかっている。	骨導式ヘッドバンド型を基準に加えることにより円滑な支給事務が見込まれる。 骨導式眼鏡型の上限価格を実際の価格に合わせることで、申請者、補装 具事業者の不利益を解消できる。	全国身体障害者 更生相談所長協議会

### Ⅲ 本検討会での議論を要しないもの(現行制度で対応・説明が可能なもの)

	現状の問題	提案する解決策	団体名
①	脳卒中片麻痺や腓骨神経麻痺、尖足拘縮などに対する短下肢装具には、足継手による足関節運動の制御機能だ けでなく、メタルザルパッドによる横アーチの支持や中足骨骨頭の除圧、アーチ支えなどによる足部変形の予防や インヒビターバーや踵パッドによる足趾の筋緊張抑制等、足底装具としての機能が付加される場合がある。他方、現 行の支給基準では、内張り足部の算定が認められているのみであり、個別の付加機能に該当する加算要素項目が設 けられていないため、補装具事業者が無償で行っている現状がある。	「その他の加算要素」に以下の要素を付加する： ①メタルザルパッド ②アーチ支え ③インヒビターバー ④踵パッド  これらの要素が加算要素に加えられることにより、短下肢装具における足 部に対する対応が妥当に評価、算定されることになる。	日本整形外科学会
②	現状の告示では、自走用の普通型車椅子に介助ブレーキを取り付けることができないとなっている。 利用する対象者の身体機能に応じて不要な場合は多いと思うが、車椅子使用場面の環境に応じて必要となること もある。 必要な事例 ・坂道や不整地等の場合は安全な場所まで介助で移動する。 ・駆動することはできるが、長時間の外出等は介助で移動する。 等々  ※現状では、特例審査の対象として審査会を経てから判定されている。	条件を付けることにより判定医の判断で取り付けを可能にすることができ ると良い。 例えば ・連続自走時間や距離によってキャリパーブレーキの有無を判断する。 ・対象者の理解力によってフットブレーキの必要性を判断する。 ・不整地や坂道などの使用環境と自走能力を考慮し必要性を検討する。 等々  ※対象者の駆動能力を評価する時には、現状「駆動している」という機会を奪 うことはできない。しかし、安全性に配慮したいという介助者の状況もあわ せて考える必要がある。介助ブレーキの使用方法については、本人及び介助 者の了解のもとで支給対象にできると良い。	日本理学療法士 協会
③	耐用年数を経過していない車椅子や電動車椅子の作り替えの際に判断に難渋する事例がある。補装具費支給事務 取扱指針の中で、第1基本事項 1補装具費支給の目的の文言の中に「補装具支給にあたり・・・身体障害児につい ては、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要があること」と明記されている。補装具支給に関して、各市町村判断 となるが各市町村で支給にばらつきが生じている。	車椅子・電動車椅子の耐用年数は6年と明記されているが、装具だけでなく 車椅子・電動車椅子も「使用年数」の明記があると成長対応と適合を判断して 作り替えの検討が行える。	全国肢体不自由児 施設運営協議会
④	▼JIS法第69条(日本産業規格の尊重)は「国及び地方公共団体は、鋳工業に関する技術上の基準を定めるとき、そ の買入れる鋳工業品に関する仕様を定めるときその他その事務を処理するに当たって第2条第1項各号に掲げる 事項に關し一定の基準を定めるときは、日本産業規格を尊重してこれをしなければならない」とされている。 ▼補装具費支給基準告示では、電動車椅子の基本構造について「JIS T 9201-2016に定める構造を有するもの (パワーアシスト式に限る。)及びJIS T 9203-2016に定める構造を有するものをい」とされている。 ▼JIS T 9203-2016では、自走用標準形の電動車椅子形式分類の定義(JA.2.1)として「自操用電動車椅子で、 前2輪、後2輪の四輪で構成したもので、…」とされている。 ▼このため、6輪の電動車椅子の支給を申請した場合には、特例補装具費として判定を要すると運用する市町村が 多い。 ▼海外では、欧米を中心に6輪の電動車椅子が普及している。また、国内でも普及が進んでいる。さらに、2018年 には「JIS T 9209-2018」としてJIS規格に電動6輪車椅子の安全基準が制定されている。 ▼例:有限会社さいとう工房「多機能6輪電動車椅子レル・シリーズ」 <a href="https://www.saitokobo.com/product/">https://www.saitokobo.com/product/</a> ▼例:株式会社今仙技術研究所「LGS-TR1 Light6」 <a href="https://www.imasengiken.co.jp/product/emc/lgs-tr1.html">https://www.imasengiken.co.jp/product/emc/lgs-tr1.html</a> ▼例:サンライズメディカルジャパン株式会社「QUICKIEシリーズ」 <a href="https://sunrisemedical.jp/power-wheeled-chairs/quickie/power-wheelchairs">https://sunrisemedical.jp/power-wheeled-chairs/quickie/power-wheelchairs</a> ▼例:パルモビール株式会社「MVS」「M3 Corpus」「M1」「アクトモア M1」 <a href="https://permobilkk.jp/products/power-wheelchairs-by-permobil/mid-wheel-drive">https://permobilkk.jp/products/power-wheelchairs-by-permobil/mid-wheel-drive</a>	■6輪の電動車椅子が支給対象であることを補装具費支給基準告示に明記 するために、6輪の電動車椅子に関する製品基準をJIS規格に新設すること を、厚生労働省から経済産業省などに働きかける。 ▼2021年度と2022年度の厚労省回答では「特例補装具として取扱うこと が適当と考えられるもの」に位置づけられ、2024年度の厚労省意見では 「告示において電動車椅子の規格となっているJIS9203-2016において は、4輪車のみが定義されており、6輪車は定められていないため、特例補装 具としています」とされているが、さらに踏み込んで、一般的な補装具として 補装具費支給基準告示に位置づけていただきたい。 ▼その前段階として、まずは6輪の電動車椅子の製品基準をJIS規格に新設 していただきたい。	全国脊髄損傷者 連合会
⑤	現状、補装具の支給対象となる補聴器の個数は、原則1個となっている。 両耳支給が認められるケースは、職業上、教育上と限定的である。 一側耳のみの装着では、 ①音源定位が困難で話者を判別しにくく、危険回避ができない。 ②複数人での会話では聞き取りが困難で、疲労やストレスが強くなる。 ③片耳のみでは音量が不十分で、音量を大きくすると耳への負担が大きくなりすぎる。 などの問題点が多い。 一側耳では両耳聴の効果が得られず、転職や異動を強いられる場合もある。医療保険では申請により人工内耳の両 耳装用が可能であるのに対し、補聴器は一側装用に限られる現状がある。 そのため、近年では両耳装用が推奨されているものの、自治体によって対応に差があり、成人には片耳分のみを支 給している自治体も存在する。この場合、もう一方の補聴器は自己負担により購入せざるを得ず、経済的負担が大 きい。 以前に両耳補聴器が認められていた場合、買い替え時に継続し両耳装用を希望する際には、更生相談所における来 所判定が必須になっており、効率性を欠き、利用者の負担になっている。  また、補聴器購入後のメンテナンスや微調整、再調整などのアフターサービスは補聴器販売店の善意(無償)によ って支えられている。耐用年数の5年間で、アフターサービスに要する時間は1人あたり約30時間に及ぶ。	幼少期から両耳装用で生活している場合、成人後も日常生活において両耳 装用が不可欠となるケースが少なくない。 しかし、片耳のみの装用となった場合、これまで聞きなれた音が得られないこ とにより聴取のバランスが崩れ、精神的な負担を招く恐れがある。 さらに、成人になると危険な仕事をしていないことを理由に、一側耳の補聴 器しか補助が下りない現状がある。これを改善し、基本的な基準として両耳 装着できるように「2耳=1対=1個」と換算する支給基準に変更すべきであ る。 このような状況を踏まえ、両耳装用を希望する場合には、補聴器の交付給付 歴を確認したうえで、柔軟に両耳補聴器の交付を行うことが望ましい。 特に、前回交付時と同様の条件であれば、更生相談所での来所判定を省略す るなど、利用者の負担軽減につながる対応を検討いただきたい。 また、補聴器販売店による補聴器購入後のメンテナンスには専門的技術を要 するので、補聴器の品質保持の観点からも、販売店舗への費用補助を加える べきではないか。 (年間4回を上限に、1回あたり10,000円程度)	全日本ろうあ連盟
⑤	障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度においては、原則1具(片耳分)の支給となっている。しかし、両耳聴効 果には加重効果、頭部陰影効果、雑音下のコトバの聞き取り、方向感の向上などがあり、一側の補聴器装用ではこ うした両耳聴効果が低下し、就労・就学等に影響することが多い。特に後天性難聴においては、よりハンディキャップ を抱えていることが知られている(Iwasaki S et al. Otol Neurotol 2013; 34: 644-649. 岡野ら、 Audiol Jpn 2024; 67: 128-135)ことから、補聴器装用は両耳装用が望ましい。	補装具費支給事務取扱指針における補装具費の支給対象となる補装具の個 数について、「補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目 につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育 上等特に必要と認められた場合は、2個とすることができること」を、「補装具費 の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身 体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた 場合は、2個とすることができること。聴覚に障害がある場合、両耳装用効果 を勘案して2個支給することができる」に改定すべきと考える。	日本耳鼻咽喉科 頭頸部外科学会
⑥	補聴器・人工内耳装用者に対し、デジタル補聴援助システムが、障害の状況、生活環境、就学・就労の保障等につ いて提案のうえ、真に必要と判断される場合には、特例補装具として支給しうるものとされている。 しかしながら、視覚及び聴覚両方に障害のある盲ろう者の多くは「就労」ができず、在宅での生活を余儀なくされ ている。多くの自治体では、「就学・就労」を支給の必須要件としていることから、「就労していないこと」を理由とし て、盲ろう者に支給しない自治体が多く見受けられる。 また、FM補聴システムは、ほとんどが製造・販売が中止となり、入手しづらい状況にあること、また、周波数帯が同 じものが近くに複数あると混信を引き起こし、聞き取れなくなるといった不具合がある。	デジタル補聴援助システムは、FM補聴システムのように混信が起きること もなく、日常生活や社会生活のあらゆる場面で補聴効果が高く、また、盲ろう 者向け通訳・介助員による支援においても情報を速く伝えられる等、効率の よいサポートが期待できる。 盲ろう者には「就学・就労」を必須条件とせず、デジタル補聴システムを利用 することで日常生活において有効であると判断される場合には、視覚と聴覚 の二重の感覚障害であることを踏まえ、障害状況や生活環境を重視したう えで、支給するようにすべきである。	全国盲ろう者協会

	現状の問題	提案する解決策	団体名
⑦	現在、特例として対応している軟骨導法長期について、支給基準を明確にしていきたい。	骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型は現在、需要が減っているため、軟骨伝導補聴器の追加を考慮いただきたい。	日本補聴器販売店協会
⑦	軟骨伝導補聴器は、耳の軟骨部に振動を与えて聞こえを補う、新しいタイプの補聴器であり、一般的な補聴器の使用が難しい外耳道閉鎖症や小耳症の方などに有効である(Li B, et al. Audiol Res. 2023; 13: 636-650)。軟骨伝導補聴器は、補聴器としては認められているが、補聴器の性能を定義する規格(JIS C5512やIEC60118-9)に定める測定方法とは異なることから「軟骨伝導補聴器」としての規格は定義されていない。そのため、「補装具費支給に関するQ&A」(令和元年8月、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)においても、「軟骨伝導補聴器が間違いなく適合することが認められる場合は、特例補装具として支給決定して差し支えない」とされているが、市町村自治体の格差が顕著である。	特例補装具ではなく、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、基準内に変更する。また、市町村自治体格差の解消のために、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正を行い明記する。	日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会
⑦	これまでの骨導式補聴器は、ヘッドバンドを装着しなければならず、活動上の制約、使用上のストレスが大きい。また、骨導センサーの装着部は頭皮を圧迫するため、痛みや頭皮の異常が生じることもある。現状、骨導式眼鏡型の区分で支給されているため支給項目名と支給品目にねじれが生じている。判断基準が不透明である。	「軟骨導式耳かけ型補聴器」(軟骨に音を伝える新たな方式の補聴器)軟骨導式の場合は、これまでの耳かけ型の補聴器と同等の装用ができるので、装用者の生活上の利便性が増す。本体は耳かけ型補聴器と同じ。振動端子を耳の軟骨部に接触させる。【論文】西村忠己:軟骨伝導補聴器の特徴と適応,専門医通信2018軟骨伝導補聴器HB-A2CC リオネット補聴器350,000円	全日本ろうあ連盟
⑧	現行制度では、補装具費支給制度において原則として3年以上の耐用年数経過および修理不能でなければ新たな装具の支給が認められず、予備装具の制度的な位置づけがない。このため、装具が破損・不具合を起こした際に、修理期間中の代替手段が存在せず、日常生活や通院、就労などに重大な支障が生じている。アンケートでは回答者41名中37名(90%)が「装具破損の経験を持ち、36名(88%)が修理中に困難を感じ、37名が「常に予備が必要」と回答している。地域により運用に差があり、自治体ごとの裁量で認められるか否かが分かれている点も大きな問題である。	補装具費支給基準告示において、耐用年数にかかわらず『予備補装具』の支給対象を明文化する必要がある。具体的には、日常的に装着する補装具(下肢装具等)については、修理中や緊急時の代替手段として予備装具の必要性が高いため、初回申請時や更新時に限らず、随時『予備装具』の申請を可能とすること。これにより、生活の質の維持、転倒・事故リスクの回避、社会参加や就労継続の保障につながり、障害者総合支援法の理念にも適合する支援体制が実現される。	ポリオの会
⑨	現行の運用において、一部自治体では補装具費支給の可否を判断する際に、申請者の就労状況が審査要素とされている。アンケートでは、10名が『就労状況の確認を受けた』と回答し、14名(34%)が『働いていない・高齢などを理由に支給制限を受けた経験がある』と回答している。しかしながら、補装具は就労支援に限らず、日常生活や移動、通院、自立的な社会生活を送るために不可欠なものであり、就労の有無を支給の判断材料とすることは、障害者の生活を不当に制限する結果となっている。	補装具費支給基準において、申請時に就労状況を問わない旨を明記することで、全国的な運用の統一を図る必要がある。障害者総合支援法が掲げる『日常生活および社会生活を総合的に支援する』という理念に則り、就労の有無に関わらず、障害者のQOL向上と尊厳ある生活の維持を目的とした公平な支給体制とするべきである。	ポリオの会
⑩	①電動車椅子の申請について ・対象者の状態 両上下肢機能障害、両下肢機能障害、車椅子での移動は困難であり、電動車椅子を使用して移動を行っている。下肢にむくみがあり離床時間が制限されている。  ・使用していた電動車いすが古くなったこと、下肢のむくみがひどく、新しい電動車椅子を申請することにした。今回、下肢フットレスト・フットサポートの電動エレベーションシステム(電動で下肢を上げられる機能)がついた電動車椅子の申請を行うことで、対象者の離床時間の拡大につながると考えた。 申請前に、市の担当者にその旨を伝えたと「法改正により特別な理由がないと電動エレベーションシステムがつけられない。申請してみないと通るかどうかわからない」との回答があった。 ↓ 申請が通らないと対象者の自己負担となり支払いが困難である。その際には、電動エレベーションシステムがない完成型電動車椅子の申請を再検討しないといけないので、完成が遅れる可能性が高い。 ↓ 対象者の意向は電動エレベーション機能付きの電動車椅子であったので、申請を行う。 現在市からの返答待ちである。	①電動車椅子の申請について 特別な理由とは何を指すのかを明確に記載してほしい。 ↓ 電動車椅子申請時の明確な根拠となる。  申請前に補装具の交付が受けられるかを市町村担当職員が把握できるようにしてほしい。 ↓ 迅速な補装具の交付につながる。	全国身体障害者施設協議会
⑪	令和7年度の補装具費支給制度の改定によって、一部の完成用部品が外れ、『一部特例』の対応が開始されたが、地方自治体の解釈が異なり、一部特例の申請ができないケースが出ている。『令和7年度補装具費支給事務取扱指針』の、第2 具体的事項、1. (4)、オにおいて、一部特例の取扱いについて指針が出されているが、『令和7年度補装具費支給事務取扱要領』では、これに該当する事項がなく、全地方自治体が統一した解釈とはなっていない。このため、該当する補装具が自治体によって異なる項目で申請される場合があり、支給対象とならないこともある。例えば、クッションについては以下のような事例がある。  ①車いすとクッション同時に購入する場合、クッションを『修理』項目で申請することがある。 ②車いすは耐用年数が異なり、クッションだけを買って替える場合、別のクッションでは修理に該当せず、買い替えが認められないことがある。 ③車いすとクッションを同時に購入する場合、一部特例ではなく、クッションをモールド型で申請するよう指示されることがある。  このように、自治体ごとの運用差が利用者に、混乱や不利益を生じさせている。	「一部特例」の運用に関して、自治体間での取扱いの差異を解消するために、特例給付および一部特例に特化した明確なガイドラインまたは要項を新たに整備し、全国の自治体に対して統一した解釈・運用が徹底されるよう取り計らっていただきたい。その際には、修理で対応できる場合と代替品がある場合、再判定が必要な場合等の対応を決め、文書化をしていただきたい。さらに、耐用年数との案分により期間を設けると、効率よく対応することができると考えられる。  あわせて、地方自治体の担当職員や判定医等に対して、制度改正内容や運用方針に関する研修・説明会を定期的開催し、適切な理解と実務対応が可能となるよう支援いただきたい。  これにより、補装具支給制度の公平性と透明性が担保されるとともに、障害者の自立と社会参加を支える機器の円滑な普及促進につながることを期待される。	日本理学療法士協会
⑫	令和7年度の制度改正により、完成用部品(主に姿勢保持装置)が大幅に削減され整理された。削減された完成用部品の修理・再交付時の対応方法や代替の考え方が厚生労働省から示されないため、支給事務手続きが煩雑になる等、区市町村窓口や更生相談所の業務に支障が出ている。	・基準告示改正前に含まれていた完成用部品の修理・再交付にあたり一定の経過措置を設定する。また、Q&Aの発出により、厚生労働省の意図や考え方が適切に共有されるため事務手続き上の混乱は最小限に抑えられる。 新たな施策の開始に当たっては、予算の手当、必要な手続きなどの年度前の説明周知とあわせ、年度はじめに「補装具支給に係るQ&A」を発行し、その具体的な運用方法の共有周知、新たな施策の意義や障害者が受ける便益の理解を深め、全国での制度活用の後押しを頂きたい。	日本福祉用具・生活支援用具協会
⑫	【要望内容】 完成用部品の借受け制度の改善	【提案する解決策】 ・生活環境や活動度に見合った完成用部品の評価検討を行い適切な処方をお願いしたい。 ・また、処方が適切であったのか、補装具支給後の社会復帰の現状についても調査していただきたい。	日本義肢協会
⑬	▼たとえば電動車椅子のテイル機能やリクライニング機能など、身体障害者更生相談所によって判定の考え方にバラツキが見られる。	■身体障害者更生相談所における判定の基準を標準化する。	全国脊髄損傷者連合会
⑭	現在、視覚障害者用補装具として支給対象とされる眼鏡(矯正用)は、視力障害が認定された者に限定されている。したがって、視野障害があるにもかかわらず視力障害の認定基準を満たさない場合には、眼鏡(矯正用)は補装具の支給対象とはならない。一方、眼鏡(遮光用)については、視野障害のみを有する場合でも支給対象として認められている。  令和6年3月29日付けの通知「補装具費支給事務取扱指針について」の一部改正においては、眼鏡(遮光用)に視力矯正機能を追加した場合、支給対象となるのは視野障害に加えて視力障害の認定基準を満たしている者に限られるとされている。しかし、視野障害のみで視力障害の認定基準を満たさない者に対しては、視力矯正機能の追加に要する費用を自己負担とすることで、その使用が認められているに過ぎない。  眼鏡(矯正用)が視力障害にのみ適用される理由としては、眼鏡(矯正用)が視力の低下を補う機能を有している一方で、視野機能の低下を補う機能を持たないと解釈されていることが挙げられる。しかし、視野障害の程度を示す視認点数は屈折矯正の有無と無関係ではない。  たとえば、文献1)によれば、半径30度以内の視野において、近視では1ジオプターあたり0.75dB、遠視では1ジオプターあたり0.4dBの感度低下が生じることが報告されている。したがって、仮に-6ジオプターの近視を有する者が眼鏡(矯正用)を装着しない場合、両眼中心視野視認点数の各点において4.5dBの低下が生じることになる。これは、屈折異常を矯正しないことが、視力のみならず視野の感度低下にも影響を与えることを示している。  さらに、視野障害を有する者の多くは、矯正視力の低下が認められない場合でも屈折異常を有しており、この屈折異常を矯正することで、視野機能の改善が期待できる可能性がある。それにもかかわらず、眼鏡(遮光用)においてすら視力矯正機能の追加に係る費用を自己負担とし、眼鏡(矯正用)については支給対象外とされる現行制度は、視野障害者の社会参加を妨げる要因となっていると言わざるを得ない。  1) Koller G, et al. Influence of refractive correction on peripheral visual field in static perimetry. Graefes Arch Clin Exp Ophthalmol. 2001 Oct;239(10):759-62.	視野障害を有する者に対しては、たとえ視力障害の認定基準を満たさない場合であっても、その障害の程度を軽減する観点から、眼鏡(遮光用)に付加する視力矯正機能に限らず、眼鏡(矯正用)そのものについても補装具としての支給対象に含めるべきであると提案する。	日本眼科学会
⑭	現在、視覚障害者用補装具として支給対象とされる眼鏡(矯正用)は、視力障害が認定された者に限定されている。したがって、視野障害があるにもかかわらず視力障害の認定基準を満たさない場合には、眼鏡(矯正用)は補装具の支給対象とはならない。一方、眼鏡(遮光用)については、視野障害のみを有する場合でも支給対象として認められている。  令和6年3月29日付けの通知「補装具費支給事務取扱指針について」の一部改正においては、眼鏡(遮光用)に視力矯正機能を追加した場合、支給対象となるのは視野障害に加えて視力障害の認定基準を満たしている者に限られるとされている。しかし、視野障害のみで視力障害の認定基準を満たさない者に対しては、視力矯正機能の追加に要する費用を自己負担とすることで、その使用が認められているに過ぎない。  眼鏡(矯正用)が視力障害にのみ適用される理由としては、眼鏡(矯正用)が視力の低下を補う機能を有している一方で、視野機能の低下を補う機能を持たないと解釈されていることが挙げられる。しかし、視野障害の程度を示す視認点数は屈折矯正の有無と無関係ではない。  たとえば、文献1)によれば、半径30度以内の視野において、近視では1ジオプターあたり0.75dB、遠視では1ジオプターあたり0.4dBの感度低下が生じることが報告されている。したがって、仮に-6ジオプターの近視を有する者が眼鏡(矯正用)を装着しない場合、両眼中心視野視認点数の各点において4.5dBの低下が生じることになる。これは、屈折異常を矯正しないことが、視力のみならず視野の感度低下にも影響を与えることを示している。  さらに、視野障害を有する者の多くは、矯正視力の低下が認められない場合でも屈折異常を有しており、この屈折異常を矯正することで、視野機能の改善が期待できる可能性がある。それにもかかわらず、眼鏡(遮光用)においてすら視力矯正機能の追加に係る費用を自己負担とし、眼鏡(矯正用)については支給対象外とされる現行制度は、視野障害者の社会参加を妨げる要因となっていると言わざるを得ない。  1) Koller G, et al. Influence of refractive correction on peripheral visual field in static perimetry. Graefes Arch Clin Exp Ophthalmol. 2001 Oct;239(10):759-62.	視野障害を有する者に対しては、たとえ視力障害の認定基準を満たさない場合であっても、その障害の程度を軽減する観点から、眼鏡(遮光用)に付加する視力矯正機能に限らず、眼鏡(矯正用)そのものについても補装具としての支給対象に含めるべきであると提案する。	日本眼科医会

	現状の問題	提案する解決策	団体名
⑮	人工内耳は医療機器として位置付けられており、その利用には医療保険が適用されているが、体外機の劣化等による買替えは医療保険の適用外となる。この体外機は高額のため、人工内耳装用者の経済的負担となっている。特例補装具として支給対象としている自治体もあるが、支給していない自治体も多く、障害者の居住地域によるサービス格差が生まれている。	人工内耳体外機の買替を補装具種目に追加し、居住地域による格差なく、全国一律に助成することで、障害者の経済的負担の軽減を図る。	全国市長会
⑮	人工内耳の部品には定期的な交換が必要となる消耗品があるが、これらは保険適用ではないため、メーカーから個人が実費で購入する必要がある。特に充電池については定期的な交換が必要となるが、費用が高額なため、人工内耳装用者の経済的負担となっている。特例補装具として支給対象としている自治体もあるが、支給していない自治体が多く、障害者の居住地域によるサービス格差が生まれている。	充電池やイヤーマールド、マイクロホンカバーなど、人工内耳を安全かつ適正に使用するために必要な、部品交換を補装具種目に追加し、居住地域による格差なく、全国一律に助成することで、障害者の経済的負担の軽減を図る。	全国市長会
⑮	現状：人工内耳の場合は、電池の消費量がかなり高く、充電池の頻繁な使用を余儀なくされる。充電地の補助は各自自治体で補完的に行っているが、某自治体では2万円の補助が付く一方で補助がない自治体もあるなど、地域格差が大きい。この格差をなくすために要修理充電池の平等な交換は避けられないのではないかと。  また、FMワイヤレス機器も充電池交換が修理対象に含まれています。電動車いすも、充電池交換が明記されています。  全難聴でも人工内耳装用者から充電池の無償修理を求める声が多く、一般社団法人ACITAのHPでは、常に各自自治体の充電池や電池助成状況を掲載しています。 <a href="https://www.normanet.ne.jp/~acita/news/josei.pdf">https://www.normanet.ne.jp/~acita/news/josei.pdf</a>  充電池は装用者には高価なものであり、全国一律での修理交換が非常に期待されています。	すべての人工内耳装用者に対し、充電池交換も修理対象に含めて頂きたい。これにより、人工内耳装用者の経済的負担が大きく減り、社会参加がより促進され、生活の質の向上等、社会全体の経済損失が減るものと考えます。	全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

#### IV 本検討会での議論を要しないもの(補装具費支給制度対象外のもの、根拠が不足しているもの、過去の検討会で議論済みのもの)

	現状の問題	提案する解決策	団体名
①	補装具費支給事務取扱要領では製作要素価格のソケットに関する項のソケット使用材料の熱硬化性樹脂をF.R.P.(繊維強化プラスチック)のみとなっているが、最近ではソケット材料にシリコンのみといったF.R.P.以外も用いる製法がある。	1. 補装具費支給事務取扱要領内における、「ソケット」の「使用材料」における「熱硬化性樹脂」についてF.R.P.(繊維強化プラスチック)に限らず、他材料を使用可能とする見直し 2. ソフトインサートの使用材料としてシリコンの追加設定 上肢切断の原因は外傷が多く、術後の断端状況も断端末周辺の骨突出による義手適合の難渋例がある。加えて、植皮なども行なわれることが多く、断端の保護性を高める必要があり、そのためにソフトインサートの使用材料としてシリコンを用いる必要がある。 また、A-6が該当する切断では特に骨形状が複雑であるため、これまでソフトインサートの対象外であったA-6も対象とすることで、これらの問題点が改善される。	日本義肢装具学会
②	下肢装具の仮合わせ用の継手付支柱に関する費用負担の制度がない。仮合わせ用の継手付支柱を適切に処方することで、適合状態が長く続く更生用装具の提供が可能となる。 荒井ら(2006)の症例報告では、加齢と共にポストポリオ症候群の症状が現れた症例に対し、「仮装具で適合状態を確認した後、2～3週間試用期間を設け日常生活を送ってもらっている。このような過程を経ることで大きなトラブルがなくスムーズに本装具(カーボン製長下肢装具)に移行できる利点がある」と述べている。参考文献はポリオを症例とした装具であるが、疾患に関わらず、先天性下肢形成不全やローテーションプラスティーに対する装具等も義肢同様に適合に十分に時間を費やすことも考えられるため、仮合わせ用の継手付支柱の費用を計上できる算定基準が必要である。	装具の製作要素価格(下肢装具)継手の項目として仮合わせ時の製作分と仕上げ時の製作分を計上できるようにし、完成用部品の継手を評価が必要な個数分、追加できるようにする。	日本義肢装具学会
③	・耐用年数 筋ジストロフィー等の筋神経疾患の場合、筋力の低下により歩行が困難となるため車椅子の使用は一般的である。進行性の病気であるため、支給を受けた後に病状が進み身体上的変化が起きることは当然のようにある。また、学齢期においては成長も著しく身体上的変化が短期に起きる事も多い。新たに体に合った物を必要とする時で、支給の条件である耐用年数の問題で購入を断念するケースがある。 ・申請から支給が完了するまで時間がかかる 車椅子の申請をし、その後、判定や審査を得て支給決定が決まり、その後発注となるため時間はかかるケースが多い。一年半以上かかったケースも報告されている。そして、学齢期においては特例措置もあるように何っているが、速やかに判定がおりないため支給を至急を断念するケースもある。 ・完成用部品から削除された姿勢保持関連部品等にかかる問題 筋ジストロフィー等は病状の進行により骨格変形や関節拘縮が進む本疾患では、個々の状態に応じたオーダーメイドが必要となることが多く、適切な姿勢を保持するためには様々な工夫がある。4月から改正された告示内容で姿勢保持関連部品等が大幅に削除された事により体に合った車椅子が作れないケースもある。 これらによって生じる問題点として体に合わない車椅子を使用することで病状が悪化する、社会活動への参加が制限されるという問題が起きている。そして、自己負担については、生活の負担になっている。負担についてはこれまでの当協会からの意見聴取において重症な患者の方が様々なサポートが必要なためそれに伴う複数の自己負担が発生する(例えば住宅改修など)傾向にあることも付け加えたい。	1. 専門医等の意見を踏まえた支給決定 筋ジストロフィーに精通した医師や理学療法士等の一般的な障害だけでなく、よりその分野に精通した専門家の意見を最大限に活用していただきたい。そのことで、特例給付や耐用年数について、貴省が容認している当事者個々の状況に合わせた支給決定が適切に行われると考えます。また、この運用方法で支給決定が適切に行われるようになれば、プロセスの簡素化などで申請から審査を得て支給決定を行う時間の短縮にも繋がると考えます。そして、4月から改正された告示内容の有効性を担保するためにも不可欠な視点と考えます。 2. 車椅子のリース制度の導入 特に学齢期においては、身体に合わなくなる理由として患児の成長が挙げられる。このようなケースにおいてリース制度を導入して手軽に患児の成長に合わせた車椅子に変更することができると考えます。そして、試験的に児童に対してリース制度を導入することでその効果を図ることも出来るのではと考えます。	日本 筋ジストロフィー協会
④	・自己負担 筋ジストロフィー等の筋神経疾患の場合、筋力の低下により自力での移動が困難となるため電動車椅子の使用は一般的である。また、病状の進行により骨格変形や関節拘縮が進む本疾患では、個々の状態に応じたオーダーメイドが必要となることが多い。その際、支給額の枠にはまらず自己負担をするケースや特例給付が認められず自己負担するケースもありこの金額が高額である。特にこの4月より完成用部品から削除された姿勢保持関連部品等にオーダーメイドに必要な部品も多くあり、このことも自己負担に繋がることも付け加えておきたい。 ・耐用年数 筋ジストロフィーが進行性の病気であるため、支給を受けた後に病状が進み身体上的変化が起きることは当然のようにある。新たに体に合った物を必要とする時で、支給の条件である耐用年数の問題で購入を断念するケースがある。 ・申請から支給が完了するまで時間がかかる 電動車椅子の申請をし、その後、判定や審査を得て支給決定が決まり、その後発注となるため時間はかかるケースが多い。一年半以上かかったケースも報告されている。  これらによって生じる問題点として体に合わない電動車椅子を使用することで病状が悪化する、社会活動への参加が制限されるという問題が起きている。そして、自己負担については、生活の負担になっている。負担についてはこれまでの当協会からの意見聴取において重症な患者の方が様々なサポートが必要なためそれに伴う複数の自己負担が発生する(例えば住宅改修など)傾向にあることも付け加えたい。	1. 特例給付に関する国としての財政負担、地方自治体への補助 個々の身体に合った電動車椅子の場合、特例給付の対象となるケースと考えられる。しかしながら、高額の自己負担の事例が後を絶たないことを鑑みると特例給付が認められなかったと推察しています(実際に特例給付が認められなかったという文言で相談を受けるケースもあります)。補装具費支給制度において特例給付が義務的経費の対象となっておらず、支給決定の可否は地方自治体にあるため、決定に際し地方自治体が財政的な面から支給決定をためらわないための解決策であります。 2. 専門医等の意見を踏まえた支給決定 筋ジストロフィーに精通した医師や理学療法士等の一般的な障害だけでなく、よりその分野に精通した専門家の意見を最大限に活用していただきたい。そのことで、特例給付や耐用年数について、貴省が容認している当事者個々の状況に合わせた支給決定が適切に行われると考えます。また、この運用方法で支給決定が適切に行われるようになれば、プロセスの簡素化などで申請から審査を得て支給決定を行う時間の短縮にも繋がると考えます。そして、4月から改正された告示内容の有効性を担保するためにも不可欠な視点と考えます。	日本 筋ジストロフィー協会
⑤	現在、生体現象方式として発売されている製品には「はい・いいえ」を判定するものだけでなく、単語発信・定型文選択等の高度な意思伝達が図れるものも存在し、それらを利用したいという患者も多い。特に、完全閉じ込め症候群(TLS)に近い重度障害者にとってはこのような高度な意思伝達装置が利用出来るようになることは切実な願いである。  そういった背景があるにも関わらず、現行の制度及び定義上では「はい・いいえの判定が出来ればよし」といった判定指針に留まってしまうことになる。  「はい・いいえ」以上の「単語発信・定型文選択」の意思伝達装置があるにも関わらず、それを希望をしても判定する基準・指針が無いため適切な判定が行われないことは、高度な意思伝達を利用したい患者、特に完全閉じ込め症候群(TLS)に近い重度障害者にとっては障壁である。  生体現象方式、文字等走査入力方式と同様に簡易なもの高度なものとして2種類の定義付けが必要であり、「新規」生体現象方式(レベル4B相当)の新設しそれに対応する意思伝達装置も明示すべきと考える。 =====  本件は、令和4年度の団体ヒアリングで「今後、調査研究等において、精査をすすめるもの」とのご回答を頂いています。 また、令和6年度は「重度障害者用意思伝達装置については、補装具装用訓練等支援事業を実施するなどして、実施医療機関等での症例等のデータを集めています。また、ALSを含む進行性の疾患につきましては、令和6年度の改正告示において、判定時の身体状況が支給要件を満たす可能性が高い場合には迅速に支給決定を行う「迅速判定」が可能であることを新たに定めています。」となっております。  つきましては、昨今のIT技術・機器の発達は目覚ましいものがあり、患者、特に完全閉じ込め症候群(TLS)に近い重度障害者にとっては少しでも早く実現をすべきものと考えます。	「新規」生体現象方式(レベル4B相当)の新設  完全閉じ込め症候群(TLS)に近い重度障害者などの該当者の数が限られていることから、経済合理性の観点ではなく、障害福祉の視点に立って審議の促進を図っていただきたく存じます。	日本ALS協会

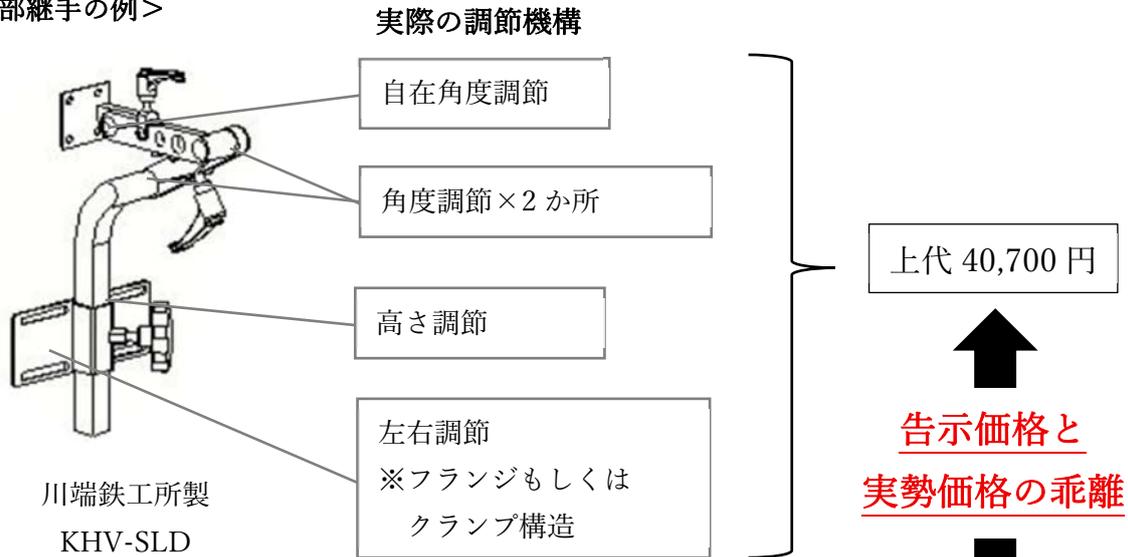
	現状の問題	提案する解決策	団体名
⑥	<p>近年、視覚障害者安全つえにおける操作は、使用者が前進する方向に視覚障害者安全つえを傾け、その視覚障害者安全つえの先端を地面につけ、左右にスライドさせながら歩く操作方法(コンスタントコンタクトテクニック)が主流となっている。この操作方法により、進行方向の障害物の確認、周りの歩行者から気付かれる等、視覚障害者が安全に歩行することができる。そのため、多くの歩行訓練士がこの操作方法を推奨しており、視覚障害者安全つえの操作方法の中では主流となっている。</p> <p>しかし、通常の視覚障害者安全つえの先端部に装着された石突は、地面に対して左右の滑りが乏しく、視覚障害者安全つえを円滑に振ることが難しい場合がある。特に、中途の視覚障害者や高齢の視覚障害者等、視覚障害者安全つえの操作に長けていない者ほど、通常の石突を付けた視覚障害者安全つえを左右に振ることは難しいと言われている。</p> <p>そのため、石突をローラー式等の円滑性に優れたもの(以下、円滑式石突とする)に変更することで左右の滑りを確保することが一般的になっている。この円滑式石突を付けることにより、上記の視覚障害者等は視覚障害者安全つえを左右に振ることができ、進行方向の障害物を確認しながら安全に歩行することができる。</p> <p>円滑式石突のニーズは一定数あり、本連合の用具購買所では、別表1の通り、令和2年度から令和6年度の5年間で、円滑式石突を付けることができる視覚障害者安全つえの内、約20.5%が円滑式石突を付けた状態で販売している。また、別表2の通り、令和2年度から令和6年度の5年間で石突の販売数の内、全体の約35.8%が円滑式石突になっている。</p> <p>ただし、現在の補装具費支給制度では、円滑式石突は付属品としての設定がないため、多くの者は超過負担が発生する、または、視覚障害者安全つえとは別に自費で円滑式石突を購入していることから、その負担感が大きい。そのため、全国の視覚障害者からは、自己負担の軽減を求め、円滑式石突を付属品にすべきとの意見が挙げられている。本連合の令和5年度陳情では、厚生労働省に対して「補装具の視覚障害者安全つえの各種交換用石突の費用は、基準額に含める、または付属品として設定すること。」を要望している。</p>	<p>これらの問題を整理すると、円滑式石突は視覚障害者安全つえを利用する視覚障害者の安全性を確保するためのものであり、利用実績、ニーズもある。しかし、利用者にとって過度な自己負担が発生している。そのため、視覚障害者安全つえの部品に円滑式石突を新設することが求められる。</p>	<p>日本視覚障害者 団体連合</p>
⑦	<p>○ 経済的負担・補助制度に係る課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 補装具の価格が高騰している一方で、補助額が実勢価格に追いついていない。</li> <li>- インフレや為替の影響で、補装具事業所の経営が圧迫され、撤退の懸念がある。</li> <li>- 高機能な補装具(眼鏡・補聴器など)が補助対象外となるケースが多く、自己負担が重い。</li> </ul> <p>○ 利用者の声</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 高価な体外機の買い替えに自己負担が大きい</li> <li>- 補助額の一律アップを希望</li> <li>- 補助対象額との差額が生じるため、補助の範囲内で妥協して購入</li> <li>- 補装具によって補助対象額との差額が生じるため、補助の範囲内で購入する事例もある。</li> <li>- 高価な体外機の買い替えに自己負担が大きい。</li> <li>- 足の機能を補う人工器具の作製に自己負担が多い。</li> <li>- 高度な眼鏡や特殊レンズが補装具費の対象外で、自己負担が課題。</li> <li>- 高い補聴器を作ったが雑音があり、正確に使えず会話に支障。</li> </ul>	<p>経済的理由による補装具の未取得や妥協購入の防止及び障害者の社会参加等の一層の促進にむけ、以下、現況の喫緊の課題解消を検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助額を実勢価格に合わせた見直し</li> <li>・ 高機能、高価格帯の補装具を補助の対象範囲に</li> <li>・ 所得に応じた自己負担軽減制度の導入あるいは物価高騰に鑑み、補助額の一律アップの検討</li> </ul>	<p>日本身体障害者 団体連合会</p>
⑧	<p>令和6年度に補装具費支給基準が改定され、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(以降、補装具費支給基準)が約6%引き上げられた。そこで当協会では、この引き上げが義肢装具士の処遇(給与等)にどの程度反映されているかを、「令和6年度補装具費支給基準改定による義肢装具士の処遇改善影響に関する調査」と題したアンケートを実施した(資料1)。</p> <p>結果は、資料1に示すように423名から回答があった。うち411名が義肢装具士、12名が義肢装具士以外の者であった。年齢構成では、20代が18.4%、30代が31.8%、40代が22.6%、50代が16.7%、60代が10.4%であった。</p> <p>補装具費支給基準約6%引き上げによる処遇改善については、令和5年度と令和6年度との比較では43.8%が総所得が「増加した」と答え、56.2%が「変化なし」あるいは「減少した」と答えた。「増加した」と答えた回答者にどの程度増加したかを尋ねると57.0%の回答者が「3%未満」と答えた。さらに増加の要因と思われるものを尋ねたところ70.3%が「定期昇給」と回答した。総所得が200万以下が8.4%、300万以下が13.4%、400万以下が22.1%、500万以下が19.9%となっており、500万以下が全体の63.8%となっていた。</p> <p>アンケートの結果からは、補装具費支給基準改定を挟む令和5年度と令和6年度との総所得の比較では、令和5年度より総所得が上昇した割合が5割を切り、そのうち半分以上が3%未満の上昇であった。総所得も500万以下が全体の63.8%、400万以下が全体の43.9%、300以下が全体の21.8%となっており、補装具費支給基準改定の影響が義肢装具士の処遇改善に十分に反映されているとはいえないことがわかる。</p>	<p>令和6年度補装具費支給基準が約6%引き上げがなされたが、今回実施したアンケート結果から、令和2年から令和6年までの4年間における企業物価指数(日本銀行調査統計局調べ)約20%上昇を背景にした状況下において、義肢装具士の処遇改善に結びついていないことがうかがえた。アンケートの中で、43.8%の義肢装具士が総所得が増加したと答えているが、増加の要因については70.3%が定期昇給と答えており、企業側の人材確保のための対応と推察される。エッセンシャルワーカーとして国民の保健・医療・福祉を維持、向上を図るうえで、義肢装具士のなり手不足や離職率の増加に歯止めをかけるためにも、他の医療職種と同程度の処遇改善を強く求める。</p> <p>すでにご存知のように、義肢装具士が不足している背景には、義肢装具士の処遇が他の専門職よりも低いことにあり、そのことが少子化におけるなり手不足や離職を増加させている。</p> <p>そもそも現行の補装具費支給基準は、昭和53年、54年の飯田らの調査に基づいて設計されているため、その後、昭和62年に成立した義肢装具士法に基づく体系づけられた教育を受け、国家資格取得による義肢装具士の国民の保健・医療・福祉の維持、向上に係るサービスの向上の対価が含まれていないことも、義肢装具士の処遇を低くしている要因であるため改善を要望する。</p> <p>エビデンスとなる資料 資料1)アンケート調査結果「令和6年度補装具費支給基準改定による義肢装具士の処遇改善影響に関する調査」</p>	<p>日本義肢装具士 協会</p>
⑨	<p>○ 補装具の性能、種類、修理、調整、介護保険制度との弊害に係る課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 補装具の種類が限られており、体格や使用状況に合った選択ができない。</li> <li>- 修理や調整に時間がかかり、生活に支障が出る。</li> <li>- 外国製品が多く、日本人の体形に合わないケースがある。</li> <li>- 耐用年数が長すぎて、実際の使用状況に合っていない。</li> <li>- 故障時の代替手段がなく、生活に支障。</li> <li>- 安全性・利便性が確保できないケースがある。</li> <li>- 特注車いすの助成が不十分。</li> <li>- 介護保険の対象年齢になると自己負担割合が高くなる。</li> <li>- レンタル方式では細かなニーズに合った補装具が提供されない。</li> </ul> <p>○ 利用者の声</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 古くて細かな調整ができない補装具の買い替えを検討しているが高価。</li> <li>- 筋電義手・装飾義手の修理頻度が高く、期間を短くしてほしい。</li> <li>- 両前腕義手が外国製で日本人の体形に合っていない。</li> <li>- 前腕義手の適合に度々の改造が必要で日常生活に支障。</li> <li>- 大腿義足の膝パーツの種類が少なく、体重別で2種類しかない。</li> <li>- 装具の調整時間が限られており、満足できる調整が困難。</li> <li>- 補聴器・人工内耳に加え、光・振動による機能が不可欠。</li> <li>- 支給対象となる眼鏡の機能が技術進歩やニーズに対応しきれていない。</li> <li>- 車いすの本体フレームの耐用年数が長すぎ、溶接しながら使っている。</li> <li>- 故障時に予備用や代替車の支給がなく生活に支障。</li> <li>- 既成の車いすが使えず特注が必要な使用者への助成の必要性。</li> <li>- 電動車椅子を自家用車に乗せるためのクレーンが必要。</li> <li>- 対象者範囲の制約で制度を利用できない人が存在。</li> <li>- 対象品の種類の制約でニーズに合った白杖が支給されない。</li> <li>- 安全な歩行が確保できず、転倒や事故のリスクが高まる。</li> <li>- 個々のニーズに合わせた器具等の支給(実態に即した支給決定)。</li> <li>- 支給対象となる障害の程度や種類がすべてのニーズを網羅していない。</li> <li>- 障害者が65歳を迎えると、補装具更新に介護認定が必要となり、ケアマネ判断が問題。</li> <li>- 介護保険制度では購入が認められずレンタル方式となりサービス水準が維持されない。</li> <li>- 65歳以上の障害者が制度変更による影響を大きく受けている。</li> </ul> <p>### 利用者の声</p>	<p>個々のニーズに対応した安定的かつ適正な補装具の提供や日常生活への支障の軽減及び高齢障害者の生活の質の維持、障害福祉サービス水準の低下防止にむけ、以下、現況の喫緊の課題解消を検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な補装具の選択肢(種類・サイズ・機能)を拡充し個別ニーズに対応</li> <li>・ 修理・調整の迅速化と代替品支給のための制度の整備</li> <li>・ 補装具の性能や修理体制の充実とむけ、国産化や日本人向け設計の推進及び義肢装具士等専門職との連携強化</li> <li>・ 耐用年数の柔軟な運用(使用頻度に応じた更新基準)の見直し検討</li> <li>・ 故障時の予備・代替車の即時支給の整備</li> <li>・ 特注車いす使用者への助成制度の拡充の検討</li> <li>・ 低所得者層への補助率引き上げの検討</li> </ul> <p>介護保険制度との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳以降も継続的な支援の維持・確保</li> <li>・ ケアマネだけでなく、医師・専門職の意見(判断)を運用に反映</li> <li>・ 補装具の購入とレンタルの選択制を導入し、個人のニーズに応じた支援提供の実施</li> </ul>	<p>日本身体障害者 団体連合会</p>
⑩	<p>要望:障害者施設入所者の車いす購入について、申請をスムーズにしてほしい。</p> <p>レディメイドに近い車いすの購入申請の際に、ほぼ毎回『施設備品として用意できないのか』と問い合わせがあり、区役所・更生相談所担当者との折り合いがつかない。</p> <p>障害者施設の入所利用者に関しては、障害の個別要素が強く、老健、特養などの他の形態の入所施設の使用状況とも大きく異なる。入所期間が限定的な施設利用であったり、長期間にわたって施設車椅子を使い続けることのない利用者であれば、施設備品として用意したものを使用してもらう方が合理的であると思われる。しかしながら障害者施設の利用者の多くが若くして入所し、利用期間が年単位、十年単位と長いこと、車いすは完全に移動の足となるため使用頻度も多いことから、本人の使用しやすいものを提供することが重要であり、レディメイドに近い車椅子であったとしても、個別性を重視した提供が重要であることは明らかである。仮に施設備品で対応が可能である車椅子があったとしても、結果的にその方専用使用の車椅子となり、実質共用施設備品としての意味合いが非常に薄いことや利用者の使用方法により偏った摩耗や汚染状況を招き、他者が使いにくい状況も起こり得ることがしばしばある。したがって、その利用者が共用施設備品の車いすを使ったとしても結局専用使用となり、他の方は使用できないため、共用施設備品とは言い難い状況である。</p> <p>現状・使用状況を理解してもらい、購入申請が円滑になるよう見直しをしてほしい。</p>		<p>全国身体障害者 施設協議会</p>

## 1. 頸部継手

### 提案：頭部支えの調節機構新設

頭部支えの調節・固定を担う頸部継手には、下図のように多様な調節機構が求められますが、現行の告示ではその機能を反映した項目や価格が十分に整備されていません。

<頸部継手の例>

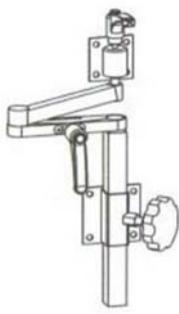
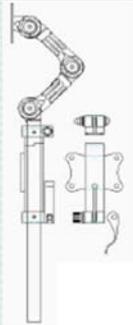


◇告示で算定した場合の価格の例

**調節機構の不足**

			告示の上限額
調節機構	高さ調節	頭部支持部	3,450
	前後調節	頭部支持部	3,500
	角度調節	頭部支持部	4,050
合計			11,000

頸部継手の各種構造とカタログ価格：

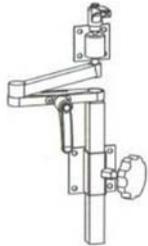
		
川端鉄工所製 MGK5L 33,900 円（税別）	きさく工房製 NJ-D1 21,000 円（税別）	アシスト製 3D ヘッドレスト 33,000（税別）

頭部支えの調節機構新設のイメージ：

	加算項目		
頭部支え	防水加工	高さ調節	角度調節（1か所）
	体圧分散補助素材	前後調節	
	カバー、カバー脱着式	左右調節	

## ヘッドサポートマルチタイプと頭部支え固定金具（頸部継手）の違い

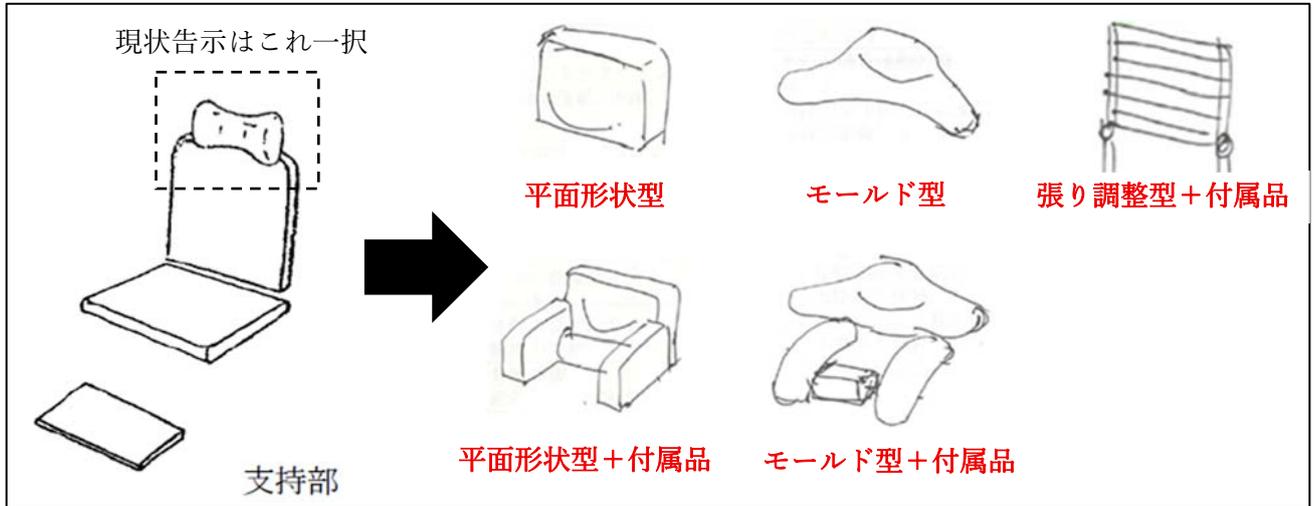
高齢者向けに開発された車椅子のヘッドサポートマルチタイプと比べて、障害児者向けの姿勢保持装置に用いられる頭部支え固定金具は、障害児者の多様で複雑な障害像に対応するため、より高い機能性と信頼性が求められます。

	ヘッドサポートマルチタイプ	頭部支え固定金具（頸部継手）
代表例	 <p>松永製作所製      今仙技術研究所製</p>	 <p>川端鉄工所製</p>
用途	車椅子・電動車椅子用	姿勢保持装置用
構成	枕と調節機構のセット。 主に車椅子・電動車椅子の純正部品。	頭部支えを取り付けるための金具。
告示価格	29,500 円	11,000 円 （高さ調節 3,450 円＋前後調節 3,500 円＋ 角度調節 4,050 円）
対象者の 障害像	高齢者をモデルに開発された製品で、主に 廃用性または後天的な障害像に対応。	座位が困難な障害児者。先天的な障害で正 常発達とは異なる成長変化や、非対称性も 著しい高度側弯、椎体の回旋、頭部の後屈、 前屈、側屈に対応、過緊張、呼吸や嚥下障 害等を伴う多様な障害像に対応。
機能	枕の高さ・左右・前後位置調節、一軸また は自在角度調節。	頭部支えの高さ・左右・前後位置調節、一 軸または自在角度調節。 水平面上の一軸または二軸回旋機能。 高耐久性。強固な固定。
固定方法	車椅子では、背もたれの幅止め（上図中、 銀色のコの字パイプ）が高さ調節機能を兼 ねる構造が一般的。後付けするタイプもあ る（ミキ、カワムラサイクル）。	姿勢保持装置の背板にボルト固定もしくは フレームにクランプ固定。

## 2. 頭部支え

提案：頭頸部に関する支持部の新設、及び付属品とその調節機構の新設

頭頸部に関する支持部の新設のイメージ：



付属品新設のイメージ：

頭部保持部品	頸部パッド、側頭部パッド、あご受け、頭部吊り具
ベルト部品	額ベルト



頭部支え・付属品・調節機構の組み合わせの例：



### 3. ベルト

#### 提案①：ハーネスの新設（※肩ベルトとは別項目）

下図のようなハーネスは、体幹保持の目的で多く用いられている部品ですが、現在の告示では仕様と価格の両面で合致する項目がないため新設を提案します。

主なハーネスの種類：

		
<b>H 型</b>	<b>ベスト型</b>	<b>クロス型</b>
最もポピュラー 肩や胸郭に対して前方からの 支持力を付与	女性の体型にも配慮	腹圧を高め体幹支持性を向上
ボディーポイント ピボットフィット 19,800～21,800 円	ボディーポイント ステイフレックスナロー 23,900～25,400 円	R82 クロス式ベルト 24,700 円

#### H 型ハーネスの製作コスト試算（3社平均）：

- ① 材料費 3,478 円
- ② 人件費 5,069 円（時給 2,500 円換算）
- ③ 製造原価計 8,548 円（=①+②）
- ④ 販管費 1,282 円（=③×15%）
- ⑤ 合計 9,830 円（=③+④）

#### 提案②：バックルベルトの新設

ベルクロではベルトの固定が不十分な場合にバックルを用います。胸ベルトや骨盤ベルトへの適用が最も多いですが、それ以外の部位でも必要となります。



### 提案③：ベルト加算項目の新設

ベルト類は、バックル式以外にも下表に示す構造を製作しますが、現在の告示では仕様と価格の両面で合致する項目がないため、身体部位ごとに必要な加算項目の新設を提案します。

#### ベルト加算項目の新設のイメージ：

ベルト	加算項目	説明
胸ベルト  ※胸ベルトの基本形 ・ベルト幅：80mm 未満 ・ベルクロ合わせ ・ビス固定	体圧分散補助素材 拡幅（80mm 以上） 折返し長さ調節 4点固定	<b>体圧分散補助素材</b> ：ネオプレン、ウレタン、ゲル等で圧分散や皮膚を保護する目的で用いる。  <b>肩ベルト</b> ：胸ベルトと組み合わせて用いる。
骨盤ベルト	体圧分散補助素材 4点固定	 <b>折返し長さ調節</b> ：ベルトを角カンに通し、折返してベルクロ固定する機構。長さ調節やベルトに強い張力がかかる場合に用いる。  <b>4点固定</b> ：骨盤に対して適切な方向に保持力を加えるために用いる。 
腕ベルト（片側） 手首ベルト（片側） 肩ベルト（片側） 股ベルト 大腿ベルト（片側） 膝ベルト（片側） 下腿ベルト（片側） 足首ベルト（片側）	体圧分散補助素材	

#### 4. パッド

##### 提案①：パッドを継手付きと継手なしに分離、調節機構を新設

パッド継手付きと継手なし：



体幹パッド継手付き

（左右調節、前後調節、開閉機構付き）



体幹パッド（継手なし）

主にウレタン製

パッド継手付きの調節機構新設のイメージ（体幹パッドと内転防止パッドの例）：

	加算項目		
体幹パッド継手付き （片側）	高さ調節（片側） 前後調節（片側） 左右調節（片側）	角度調節（1か所）	脱着機構（片側） 開閉機構（片側）
内転防止パッド継手 付き	高さ調節（片側） 前後調節（片側）	脱着機構（片側） 開閉機構（片側）	

##### 提案②：パッド類の防水加工とカバー脱着式の加算項目の新設



内転防止パッドの防水加工の例



体幹パッド脱着式カバーの製作例

別表1

## 社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合・用具購買所

●視覚障害者安全つえ（白杖） 販売数 令和2年度～令和6年度

円滑式石突がセットになった白杖：色掛け

赤字：令和6年度に価格改定した白杖

白杖商品名	商品単価	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計	円滑式石突がセットになった白杖の販売率（A/B）
直杖・木製	3,200	12	11	10	6	7	46	
直杖・軽金	3,500	35	23	7	22	13	100	
直杖・グラスファイバー	5,700	10	12	6	7	3	38	
							184	
リジットケン	6,000	15	18	17		14	64	
直杖・リジットケン・ローラー付き	8,000	5	2	1	2	1	11	A 14.67%
							75	B
直杖・カーボン	5,800	0	0	7	3	8	18	
直杖・カーボン・ローラー付き	6,300	0	1	0	0	1	2	A 8.70%
直杖・カーボン・パームチップ付き	8,900	0	0	0	3	0	3	A 13.04%
							23	B
木製・四段	4,100	11	15	9	5	7	47	
ミニステッキ（盲人福祉研究会）	3,500	48	37	18	24	28	155	
ダイコステッキ5段	3,500	53	78	72	55	54	312	
ポケットブルケン・ポケットブルケン2	6,900	17	46	65	48	38	214	
ポケットブルケン・ポケットブルケン2ローラー付き	8,800	1	12	14	11	4	42	A 16.41%
							256	B
パートナー6段	7,100	13	21	19	18	7	78	
カーボンケン4・5段スタンダード	7,300	170	122	159	100	73	624	
カーボンケン4・5段パームチップ付き	10,400	18	16	24	23	19	100	A 12.35%
カーボンケン4・5段ローラーチップ付き	7,800	18	15	17	11	15	76	A 9.38%
カーボンケン4・5段ティアドロップ付き	8,900	0	0	2	5	3	10	A 1.23%
							810	B
カーボンケン6・7段スタンダード	6,500	12	21	20	24	20	97	
カーボンケン6・7段ローラーチップ付き	7,400	7	1	2	2	6	18	A 15.52%
カーボンケン6・7段パームチップ付き	10,000					1	1	A 0.86%
							116	B
デラックス4段	3,500	13	8	10	8	4	43	
4段フリーストップ	5,800	29	25	32	23	24	133	
3段フリーストップ	5,600	14	8	6	9	8	45	
3段スライド	3,900	8	6	7	9	6	36	
ミニステッキA	2,700	13	10	17	11	9	60	

A 合計 263

B 合計 1280

参考 円滑式石突がセットになった白杖全体の販売率（全てのA/全てのB）

20.55%

別表2

## 社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合・用具購買所

●視覚障害者安全つえ（白杖） 部品 販売数 令和2年度～令和6年度

円滑式石突 色掛け

赤字：令和6年度に価格改定した部品

石突商品名	商品単価	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計	
直杖・木製用石突	なし	0	0	0	0	0	0	
直杖・軽金用石突	なし	0	0	0	0	0	0	
直杖・グラスファイバー用石突	700	11	5	8	8	2	34	
リジットケン用石突	600	ポケッタブルケンと一緒に					0	
直杖・カーボン用石突	500	0	0	0	0	0	0	
木製・四段用石突マグネット付き	850	0	0	1	0	0	1	
ミニステッキ（盲人福祉研究会）マグネットなし	650	3	0	6	5	6	20	
ミニステッキ（盲人福祉研究会）マグネットあり	850	1	2	0	3	0	6	
ダイコーステッキ5段用石突	350	2	4	10	14	20	50	
ポケッタブルケン・ポケッタブルケン2用石突	600	43	37	27	38	55	200	
ポケッタブルケン・ポケッタブルケン2用ローラーチップ	2,400	12	6	10	12	11	51	A
ポケッタブルケン・ポケッタブルケン2用マシユマロチップ	1,000	9	11	5	4	1	30	A
パートナー6段用石突	600	1	2	2	1	0	6	
カーボンケン4・5段スタンダード用石突	500	9	5	6	12	16	48	
カーボンケン6・7用4段スタンダード用石突	500	0	0	1	2	0	3	
カーボンケン4・5段スタンダード用ローラーチップ	700	5	7	8	12	4	36	A
デラックス4段用石突	400	0	0	0	0	0	0	
4段フリーストップ用石突マグネットなし	650	0	1	1	0	0	2	
4段フリーストップ用石突マグネットあり	850	1	0	0	0	0	1	
3段フリーストップ用石突マグネットなし	650	1	0	1	0	0	2	
3段フリーストップ用石突マグネットあり	850	0	0	0	0	0	0	
3段スライドマグネットなし	650	0	0	0	0	0	0	
3段スライドマグネットあり	850	0	0	0	1	0	1	
ミニステッキA用石突	400	1	2	0	3	1	7	
バームチップ	3,600	9	20	29	20	18	96	A
合計		108	102	115	135	134	594	B

円滑式石突 販売率 (A/B)

35.86%

## R6 年度補装具費支給基準改定による 義肢装具士の処遇改善影響に関する調査

令和6年4月に実施された補装具費支給基準改定により、義肢装具士の給与等への影響の有無を検証するためのアンケートを行った。

回答方法: google フォームによる無記名アンケートとし、メールアドレスの回収は行わない設定とした。  
また、回答は1回に限定した。

アンケート開始日: R7年6月1日

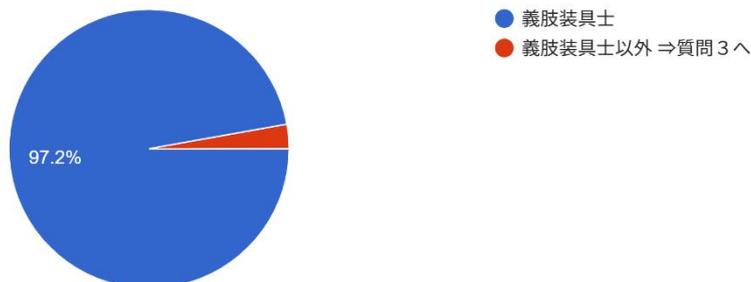
提出期限: R7年7月31日(木)17:00

総回答数: 423名 (うち義肢装具士: 411名、義肢装具士以外 12名)

公益社団法人 日本義肢装具士協会 義肢装具等支給制度対策委員会により作成した。

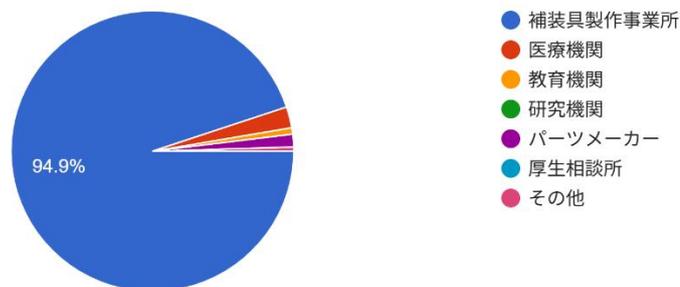
質問0: あなたの職種を教えてください。

423件の回答



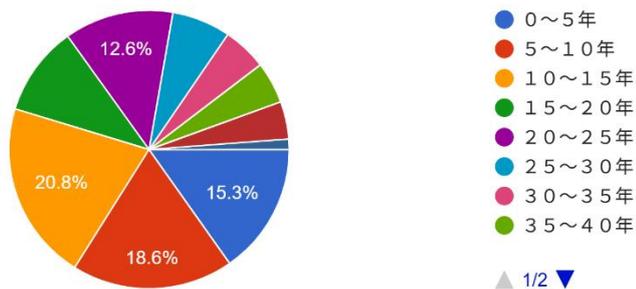
質問1: 義肢装具士としてのあなたの所属先を教えてください。

411件の回答



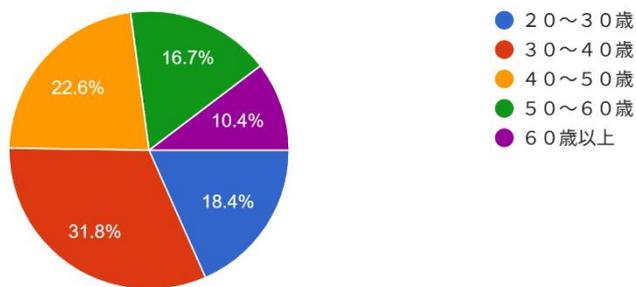
質問2：あなたの義肢装具士としての経験年数を教えてください。

413 件の回答



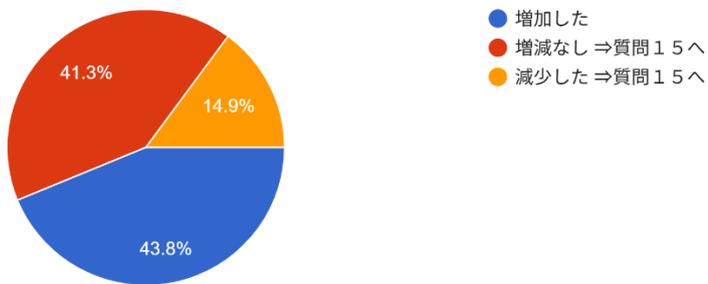
質問3：あなたの年齢を教えてください。

424 件の回答



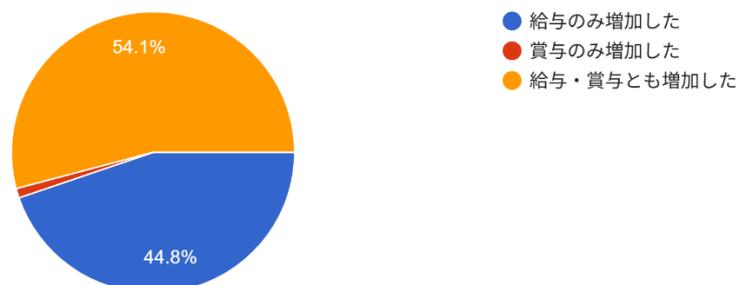
質問11：あなたの令和5年度の源泉徴収票の「...、その結果を以下の選択肢からお選びください。

409 件の回答



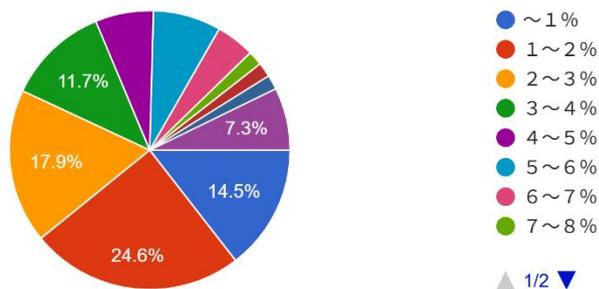
質問12：質問11で「増加した」と回答した方...増加の内訳を以下の選択肢からお選びください。

181 件の回答



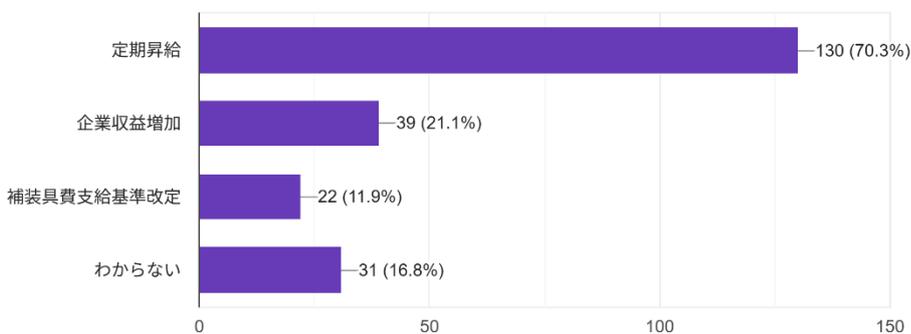
質問 1 3：質問 1 1 で「増加した」と回答した方に...す。増加率を以下の選択肢からお選びください。

179 件の回答



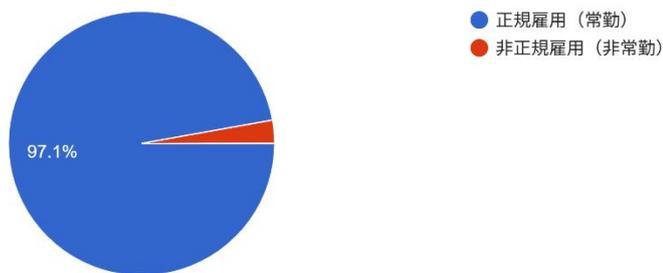
質問 1 4：質問 1 1 で「増加した」と回答した方に...下の選択肢からお選びください（複数回答可）。

185 件の回答



質問 1 5：勤務形態についてお尋ねします。以下の選択肢からお選びください。

421 件の回答



質問 1 6：令和 6 年度源泉徴収票の「支払金額」欄...以下の選択肢からお選びください。（単位万円）

403 件の回答

